

平成24年度最高裁判所総合評価審査委員会（第3回）議事概要

開催日及び場所	平成24年11月15日（木） 最高裁判所公平審理室
委 員	委 員 長 深 尾 精 一（首都大学東京都市環境学部教授） 委員長代理 浦 江 真 人（東洋大学理工学部准教授） 委 員 伊 室 亜希子（明治学院大学法学部教授） 河 上 雅 彦（経理局営繕課首席技官） 荻 住 真（同 次席技官）
委員からの意見・ 質問及びそれに対 する回答等	別添のとおり

(別添)

1 広島高地簡裁庁舎耐震改修工事の入札参加者の状況について

入札参加者の状況について説明。全者が参加資格有りを確認された旨説明。
意見等なし。

2 広島高地簡裁庁舎耐震改修工事の評価結果等について

評価項目（①コンクリート工事における品質向上に関する提案，②工事中の騒音・振動・埃防止対策に関する提案）に係る競争参加資格確認業者から提出された技術提案と，技術提案に基づく施工計画等の評価結果について説明。

主な意見等は以下のとおり。

【委員】

補強箇所が減ったのは，どうしてか。

【事務局】

第1回委員会では設計途中であった為，設計を精査した結果，補強箇所を減らすことが出来たものである。

【委員】

①について，1つの欄に2つの提案があった為，2つめの提案である単位水量検査は有効ではないと判断したとの説明だったが，類型としては，この者からも単位水量検査に関する提案があったと整理した方がよいのでは。

【委員】

①について，基幹技能者についての提案があるが，総合評価の他の項目で重ねて評価する項目はないか。

【事務局】

今回工事は，技術提案のみの評価であり，他の加点項目はない。

【事務局】

①について，コンクリート面に高性能収縮低減剤を塗布してコンクリート表面の乾燥収縮によるひび割れを防止する提案があったが，今回工事で予定している塗装仕上げ材との付着強度が不明であることから，有効でない提案とした。

【委員】

仕上げ材料の仕様が図面に明記されており，高性能収縮低減剤の説明書等で付着性能が説明出来ないのであれば，有効でない提案である。

【事務局】

①について，スペーサーについて過去の総合評価で標準案と判断したのと同じ提案であるが，今回は効果があるという資料が添付されていたが，前回同様に標準と同程度の提案とした。

【委員】

設計図書等に標準案ではスペーサーに何を使うかは明記されておらず，かぶり厚さを確

保することのみ記載されていることから、標準案と同程度で良い。

【事務局】

①について、生コン車に冷却カバーを取り付ける提案であるが、過去の総合評価で標準と判断したものであるが、今回は効果を説明した資料が添付されている為、有効と判断した。

【委員】

今回の工事の特性を考慮して、効果があると判断出来る為、有効と判断して良い。

【事務局】

①について、コンクリート壁の開口周りのひび割れ防止に関する提案があり、使用箇所が少ないものの効果があると判断出来るので有効と判断した。

【委員】

使用箇所が少なくても、耐震改修でも注意の必要な箇所である為、有効と判断して良い。

【事務局】

②について、執務への影響に留意する提案を求めたが、屋外の大気汚染を防止する提案があった。

【委員】

屋外だからと言って、執務への影響がないと言うのは難しい。提案の範囲外だと言い難い。有効としていいのではないか。

【事務局】

②について、仮設間仕切出入口に前室を設ける提案があったが、埃防止対策としては有効であるが、執務室が狭くなる為、入居者と調整が必要な提案であり、有効でない提案とした。

【委員】

埃防止の為前室を設けること自体は有効であるが、前室を設けることによって執務室が狭くなる提案は、利用者との協議が必要となる為、有効でないと判断して良い。

3 その他

(1) 技術提案書書式の改訂について説明。主な意見等は以下の通り。

【委員】

方向性としては良い。改訂の目的がわかるように記載要領等に記載した方がよい。

(2) 平成24年度上半期の総合評価落札方式の実施状況について説明。

意見等なし。